

台風・地震・交通障害などに伴う措置について

【台風・大雪の場合】

1. 午前6時の時点で千葉県北西部に、台風による「暴風警報」「大雨警報」また降雪による「大雪警報」が発令されている場合は、自宅学習とする。
2. 台風による「暴風警報」「大雨警報」また降雪による「大雪警報」が、居住地域また通学ルートにて発令されている時には次のような措置をとる。
 - ※ 午前6時の時点で上記の警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
 - ※ 午前8時の時点で上記の警報が継続して発令されている場合、自宅学習とする。
 - ※ 午前6時から8時までの間に上記の警報が解除された場合は、無理をしない範囲で登校する。その場合は、「遅刻扱い」としない。
3. 一部地域で通学不能になった場合は、当該地域に居住する児童のみ自宅学習とする。その場合は、学校に連絡すること。
 - ※ なお、事前に危険が予想される場合は、当日または前日に決定し「緊急一斉メール」「学校からの文書」で臨時休校等の措置を知らせる。また、登校後に危険が予想される場合は安全を配慮し早期下校の措置をとることがある。

【地震の場合】

1. 居住地域または通学ルートにおいて、「震度5強以上」のゆれが発生した場合は、自宅学習とする。ただし、「震度5弱以下」のゆれの場合は、被害状況、交通機関の状況等の安全を確認の上、通常通り登校すること。
2. 「震度5弱以下」のゆれでも一部地域で通学不能になった場合は、当該地域に居住する児童のみ自宅学習とする。その場合は、学校に連絡すること。
 - ※ 登校後に震度5強以上のゆれが発生した場合は状況を判断し、学校にて安全を確保するなどの措置をとり、「緊急時児童引き渡し要綱」に則って児童を各家庭に引き渡す。

【交通障害や不測の事故による交通機関不通の場合】

- JR総武線、武蔵野線、京葉線・京成電鉄・新京成電鉄・東葉高速鉄道・東西線等の路線が不通になった場合は、該当児童について次のような措置をとる。
- ※ 午前6時の時点で不通の場合は、自宅待機とする。
 - ※ 8時の時点で運転が再開されない場合は、自宅学習とする。
 - ※ 午前6時から8時までの間に運転が再開された場合は、無理をしない範囲で登校する。その場合は、「遅刻扱い」としない。
 - ※ 上記路線以外においての一部区間の不通は、運転の再開を待つか迂回して登校。その場合は、「遅刻扱い」としない。また、一部地域で通学不能になった場合は、当該地域に居住する児童のみ自宅学習とする。その場合は、学校に連絡すること。

- 【付則】 上記措置は、あくまでも学校としての判断基準の一つとし、広範囲から通学している児童がいる事を鑑みて、さまざまなケースが想定されます。つきましては、保護者のご判断で児童の安全を最優先にお考えいただきますようお願い致します。